

診療看護師（JNP）による診療支援について

～包括同意へのご理解とご協力をお願い～

当院では、患者さんへ安全で質の高い医療を提供するため、**診療看護師（JNP：Japanese Nurse Practitioner）**が医師と連携しながら診療の支援を行っています。

診療看護師は、看護師としての豊富な臨床経験に加え、大学院修士課程で高度な医学知識と技術を学び、所定の教育課程を修了した看護師です。

当院で働く診療看護師は、①特定行為と②相対的医行為を実施します。

① 特定行為について

特定行為とは、医師の指示に基づいて作成した手順書にそって、看護師が行う「診療の補助」行為であり、厚生労働省が定める38行為となっています。特定行為の詳細は、厚生労働省ホームページをご参照ください。

[特定行為とは | 厚生労働省](#)



② 相対的医行為

相対的医行為とは、個々の能力を考慮し、医師の指導監督のもとに看護師等が行う行為（診療の補助）です。

特定行為や②相対的医行為を実施するにあたり、診療看護師は専門的な教育・研修を積んでいます。患者さんの病状に応じて必要な検査や処置をタイムリーに提供し、また適切な説明を行うことで、治療と生活の両面から患者さんを支援できるよう努めてまいります。また、診療看護師が行う医療行為は、医師との密接な連携のもと、安全管理体制を整えて実施しています。

当院の診療看護師が実施する①特定行為と②相対的医行為に関しましては、この文面をもってご了承（包括同意）頂いたものと判断させていただきます。本同意につきましてはいつでも拒否することができます。同意いただけない場合は、下記相談窓口までお申し出ください。同意いただけない場合であっても、治療及び看護上の不利益を被ることはありませんのでご安心ください。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

<診療看護師に関する相談窓口>

盛岡医療センター1F 地域医療連携室

受付時間：月～金曜日（休日を除く） 9：00～17：00

令和8年8月3日
盛岡医療センター 病院長